

京都府まん延防止等重点措置に係る対応について（1月26日）

新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」による感染急拡大を受け、国が京都府に対し、「まん延防止等重点措置区域」の適用を決定したことを受け、京都府は、全域を措置区域として基本的対処方針に基づいた措置内容を決定されました。

本市においても、引き続き、京都府の要請に基づき適切に対処するとともに、市民のみなさまへの啓発に努めます。

市民、事業者の皆さまには、社会経済活動を継続しながら感染拡大を防止するために、これまで以上に、基本的な感染防止対策にご協力をお願いするとともに、感染リスクを避けて慎重な行動をしていただきますようお願いいたします。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。

一層のご理解とご協力をお願いいたします。

感染拡大の抑制（まん延防止等重点措置等）

■重点措置の期間について

期 間：令和4年1月27日0時～令和4年2月20日24時

（1）市民・事業者への行動に対する要請

（特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項）

① 基本的な感染防止

（特措法第24条第9項）

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用
- ・ 人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行うこと

② リスクを低減する行動を

（特措法第24条第9項）

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

(特措法第31条の6第2項)

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

(特措法によらない働きかけ)

- ・ 不要不急の府外の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること
- ・ ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること

③ 社会機能を継続するために

(特措法第24条第9項)

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組むこと
- ・ 居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底すること
- ・ 市民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、策定済みの業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ること。また、業務継続計画未策定の事業者においても、事業の継続が図れるよう業務の点検を行うこと
- ・ 濃厚接触者と思われる職員等の自宅待機などの自主的な取組を行うこと
- ・ 小・中・高等学校等においては、地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休校や学級閉鎖等による必要な対応を速やかに実施すること

(2) 事業者への営業時間短縮、人数制限等に対する要請

① 飲食店等の営業時間短縮等

(特措法第31条の6第1項、特措法第24条第9項)

[要請内容]

対象施設

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

営業時間短縮

営業時間短縮等（第31条の6第1項）	
認証店（※1）	認証店以外
<ul style="list-style-type: none"> 営業時間：5時から21時まで 酒類の提供・持込み：11時から20時30分まで ただし、営業時間5時から20時まで、かつ酒類の提供・持込みを行わないとすることも可	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間：5時から20時まで 酒類の提供・持込みを行わない
営業にあたっての要請内容（第24条第9項）	
<ul style="list-style-type: none"> 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること 同一グループの同一テーブル4人以下とすること 	
ただし、対象者全員検査（※2）を実施し陰性を確認した場合は5人以上も可	

※1 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店等

※2 まん延防止等重点措置により飲食店やイベント開催等の人数制限等を要請した場合に、事業者が対象者（利用者等）の検査結果の陰性を確認することで感染リスクを低減させ、人数制限等を緩和することができる制度

② 飲食店等以外の施設への要請

(第31条の6第1項、第24条第9項)

(特措法第31条の6第1項)

- 大規模集客施設（床面積1,000㎡超）は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理を行うこと

(特措法第24条第9項)

- 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること

③ 催し物（イベント等）開催にかかる人数制限等

（特措法第 24 条第 9 項）

〔要請内容〕

人数上限・収容率

【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】

人数上限： 20,000 人まで

なお、対象者全員検査を活用し、20,000 人を超える人数について、
陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで

収容率： 大声での歓声等がないことが前提：100%

【上記以外】

人数上限： 5,000 人まで

収容率： 大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%

大声での歓声等が想定されるもの：50%

「大声」とは

観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声での歓声等が想定されるもの」に該当

【大声の具体例】

- ・ 観客間の大声・長時間の会話
 - ・ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声に当たらない

○事前手続き

【感染防止安全計画を策定】

参加人数が 5,000 人超の催し物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の 2 週間前までを目途に、京都府に提出すること。

【上記以外】

感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成し、ホームページ等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より 1 年間保存すること。

（感染防止安全計画及びチェックリストの各様式は京都府ホームページで公表）

○開催に当たっての感染防止対策（特措法によらない働きかけ）

- ・ 出演者や参加者等に対する基本的な感染防止対策を徹底してください
- ・ 飲食の提供は控えてください

(3) 丁寧な広報について

- ・ 市長メッセージの発出（ホームページ、FMいかる等）